

令和7年度（2025年度）第2回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年6月25日（水）午後1時30分開会

場 所：か でる 2 ・ 7 10階 1070会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としておりまして、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインで現状10名の委員にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、新たな委員のご紹介をさせていただきます。

昆虫分野を専門とされている帯広畜産大学の山内健生先生に今年の4月26日付で委員に就任していただいております。

山内委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○山内委員 帯広畜産大学の山内です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1と資料2、いずれも1から2となっております。

もし配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は2件ございまして、共に風力発電事業の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事（1）及び議事（2）は共に図書の1回目の審議ですので、事業者に出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴の皆様及び報道機関の皆様には退出していただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

3. 議 事

○澁谷会長 それでは、議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である上ノ国風力開発株

式会社からお願いいたします。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） では、案件の概要について説明をさせていただきたいと思っております。

本件は、（仮称）上ノ国風力発電事業でございます。上ノ国風力開発株式会社が事業を行う計画となっております。代表者が松本智で、現時点では東京に本社を持っている会社でございます。

案件の概要ですが、北海道檜山郡上ノ国町、厚沢部町に単機出力 4,200 キロワットの風力発電機を最大 34 基、総発電量が 14 万 2,800 キロワットのものと考えております。

事業実施区域の面積は、約 3,600 ヘクタールとなります。

関係市町といたしましては、事業実施想定区域の位置として、檜山郡上ノ国町、厚沢部町の 2 町、また、影響を受ける範囲とされる地域として、檜山郡上ノ国町、厚沢部町、上磯郡木古内町、北斗市となっております。

ちなみに、江差町につきましては、3 キロメートルほど離れておりますが、景観などの面に入れるべきかの相談に伺った際、関係市町に入れる必要はないというお話をいただきましたので、今回は入れておりません。また、北斗市は、間に木古内町がありますが、視野角 1 度で桂岳がぎりぎり入るか、入らないかというところで、北斗市長からの強い要望があり、関係市町に入れております。

周辺の事業といたしまして、配慮書の 29 ページになります。

まず、重複している案件は上ノ国湯ノ岱風力発電事業で、方法書の審査が終わっているものです。また、焼山風力発電事業も昨年に配慮書が終わった段階のものです。隣接する案件といたしましては、宮越・湯ノ岱風力発電事業、木古内風力発電事業、江差第一風力発電事業、厚沢部風力発電事業などがございまして、全てが環境影響評価の途中でとなっております。また、稼働中のものとして、江差風力発電所、上ノ国ウインドファーム、ユース江差ウインドファーム、上ノ国第二風力発電事業があります。

事業の概要については以上としまして、この事業の周辺の概要並びに配慮書段階の事項に関する調査、予測及び評価の結果について、コンサルより説明をさせていただきたいと思っております。

○事業者（北電総合設計株式会社） 事業実施想定区域及びその周囲の概況について説明させていただきます。

様々な項目を文献調査しましたが、今回、抽出してご報告します。

動物、重要な自然環境のまとまりの場、配慮の特に必要な施設等と事業区域の位置関係、景観、人と自然との触れ合いの活動の場について説明させていただきます。

配慮書の 75 ページにコウモリの分布情報を示しています。

この図では、赤枠で事業実施想定区域を示しています。事業実施想定区域の近傍にコマコウモリの分布が確認されています。また、上ノ国町ではカグヤコウモリの分布も報告されています。

76 ページから 90 ページにかけては、鳥類の情報を示しています。

たくさんありますので、概要だけご説明を差し上げますと、事業実施想定区域とその周辺ではクマタカとハヤブサの生息が確認されています。また、ノスリの渡りのルートの近傍に位置しているという状況です。

今、コウモリと猛禽類について抽出してお話ししましたが、動物全体としては 91 ページ以降にお示ししています。

哺乳類 16 種、鳥類 71 種、爬虫類 1 種、両生類 1 種、昆虫類 73 種、淡水魚類 19 種、底生動物 2 種の重要な動物が確認されている状況です。

植生について、108 ページに植生自然度を示しています。

事業実施想定区域の内側には、植生自然度 9 と植生自然度 6 の分布が多く存在していることが分かるかと思えます。植生自然度 9 はおおむねチシマザサーブナ群集です。また、植生自然度 6 につきましては、トドマツの植林地が多く分布しています。

今、植生自然度 9 と植生自然度 10 を抽出してお話ししました。これは、自然環境のまとまりの場としても重要ですが、自然環境のまとまりの場としては、そのほかに保安林が考えられます。

保安林について、126 ページにお示ししています。

事業実施想定区域の西部、北部、東部に保安林が分布していることが分かるかと思えます。この保安林は、おおむね水源かん養保安林です。また、事業実施想定区域の中心部には分布していません。

景観について、129 ページ以降に示しています。

129 ページにお示したとおり、事業実施想定区域から最近傍なのは図の 2 番です。事業実施想定区域の中には、主要な景観資源は存在していないことが分かるかと思えます。

また、眺望点との位置関係を 131 ページにお示ししています。

事業実施想定区域からの最近傍は、上ノ国町の 17 番の神明会館です。第 4 章の 263 ページにお示ししていますが、事業実施想定区域からの距離は 2.5 キロメートルとなります。風力発電機の垂直的な見え方、高さは 4.1 度となりまして、景観対策ガイドラインでは圧迫感を受けない大きさという評価になります。

人と自然との触れ合いの活動の場については 132 ページ以降に示しています。

132 ページと 133 ページにはそれぞれのリストを、134 ページにはその位置関係を示しています。

事業実施想定区域の中には人と自然との触れ合いの活動の場は存在しませんでした。

配慮の特に必要な施設等と事業実施想定区域との位置関係を 157 ページに示しています。

これは、学校、図書館、医療機関、福祉施設、保育施設、住宅等との位置関係を示したものです。住宅を除きますと、厚沢部町の 5 番の館小学校が事業実施想定区域から最も近傍となり、6.7 キロメートルの離隔距離があります。

また、住宅については次の 158 ページにお示ししています。

事業実施想定区域の南側に住宅等とみなされる建物が 3 軒ほど存在していました。最近傍で事業実施想定区域から 1.6 キロメートルの位置にありました。発電所アセス省令では、1 キロメートルが騒音等の影響を受ける範囲とされていますが、今回は安全側を考慮して 2 キロメートルという基準を設けています。この 1.6 キロメートルは 2 キロメートルの中にあるということで、影響を受ける可能性があるとして評価しています。

今回の配慮書において、配慮事項として選定したものを 210 ページに一覧表としてまとめています。

右側のコラムは、工事の実施と土地または工作物の存在及び供用という項目の二つに分かれています。今回、計画段階配慮手続に係る技術ガイドに基づきまして、計画熟度が高まった段階で工事の実施に関する配慮事項の検討をすることとしました。ですから、本配慮書では、土地または工作物の存在及び供用のみの検討を行いました。

この表の中の下にあるのは、アセス省令での参考項目となります。

見ていただくと分かるとおり、土地または工作物の存在及び供用の中で、重要な地形及び地質については、今回、配慮事項として選定しませんでした。理由としては、文献調査から、この区域の中には重要な地形及び地質が存在しないと判断したためです。

また、海域に生息する動物及び植物についても、今回は陸域のみが対象ですので、選定しませんでした。

また、人と自然との触れ合いの活動の場についても、先ほど申し上げましたとおり、事業実施想定区域内には存在しなかったため選定しませんでした。

これらの項目についての評価を 268 ページと 269 ページにお示ししました。

全ての項目を詳細に説明するのは割愛させていただきますが、全ての項目に対して今後の環境影響評価手続や詳細設計において回避、低減が可能であると評価しています。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（榎本技師） 事務局の榎本です。4 月から環境政策課に配属になりました。

委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本配慮書は 4 月 17 日付で受理し、本審議会には 4 月 22 日付で諮問しております。

また、縦覧期間は 4 月 17 日から 5 月 22 日までであり、知事意見は 8 月 29 日頃までを期限と求められております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料 1-1 に沿って、1 次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

資料 1-2 につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料 1-1 の 2 ページ、質問番号 2-3 の③をご覧ください。

ここでは、図書においては保安林指定外の区域を極力含めることとしたとある一方で、図書の 23 ページの図では、事業実施想定区域内に保安林が含まれていることにつきまして、保安林を除外する必要がないと考えた理由及び風車の設置場所においては保安林を避けるように検討されるのか、質問いたしました。これに対して、事業者からは、対象事業実施区域の北西側に水源かん養保安林や干害防備保安林の指定があるものの、今後の調査結果を基に配置することを前提に、現時点では風況がよいと考えられる区域を設定したということで、今後、事業の計画を進めるに当たり、詳細な現地調査、検討を行い、関係部局との確認、協議の上、可能な限り環境影響の低減を検討するとのことでした。

続きまして、3 ページをご覧ください。

質問番号 2-10 になります。

ここでは、事業実施想定区域及びその周囲における稼働中もしくは計画中のほかの事業について質問しました。

質問は①から④とありますが、まず、①と②において、ほかの事業との協議状況を質問しました。これに対して、事業者からは、一部の事業者とは今後の進め方等について意見交換をしており、また、その事業者との協議内容については、秘密保持契約を締結しているため、示すことができないとのことでした。

③では、区域が重複している二つのほかの事業の工事期間または稼働後と本事業の工事期間が重複した場合、重複する区域を利用することはあるのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、他事業の内容を承知していないため、現時点では答えられないものの、工所用資材の搬入等に際し、同じ搬入路を利用する可能性はあると考えているとの回答でした。

また、このことに関連しまして、ページは飛びますが、7 ページの質問番号 4-2 をご覧ください。

こちらで、関連する質問として、騒音に関するほかの事業との累積的影響について質問しております。

②では、図書の中では、既設もしくは計画中のほかの事業との累積的影響についても適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努めるとあることにつきまして、どの段階の事業を環境予測の対象としているのかについて質問いたしました。これに対して、事業者からは、風力発電機の配置等が明らかとなる準備書以降の段階で対象とすることを検討するとのことでした。

同じ趣旨の質問を質問番号 4-4、質問番号 4-18 でもしており、内容としましては、風車の影の影響、また、主要な眺望景観の変化の程度の影響になりますが、これらを評価するに当たっても同じく準備書以降の段階の事業を対象とするとの回答をいただいております。

ページは戻りますが、次に 4 ページの質問番号 3-6 をご覧ください。

ここでは、まず、①において、区域内に地すべり地形が多く含まれていることや当該区域の林道の複数箇所では崖崩れがあることが他事業の審査で確認されていることを提示した上で、そのような情報を確認できているかどうか、質問しました。これに対して、事業者からは、既存林道の複数箇所において崩落により通行できない状況であることを確認しており、引き続き管轄の檜山森林管理署へ確認していく旨の回答がありました。

②では、地すべり地形は特に南東部に多く分布していることを踏まえ、この区域を除外していない理由、及び、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施し、対策を講じていく予定か、質問しました。これに対して、事業者から、現時点では風車の配置が決定しておらず、事業計画地を広く設定しているため、結果的に地滑り地形を含んでいるとのことで、配置計画や工事内容については方法書の段階で示し、土地の改変区域については準備書の段階で示すよう検討するとのことでした。また、今後は詳細な現地調査や検討を行い、関係機関との協議の上、可能な限り影響を回避または極力低減するよう検討するとのことでした。

続いて、一つ下の質問番号 3-7 をご覧ください。

ここでは、事業実施想定区域周辺にコヤマコウモリやカグヤコウモリの分布情報がありますが、実際に上ノ国町で風力発電機に衝突したと推定されるコヤマコウモリの個体が発見されていることや、専門家からも環境影響に対して繊細な地区であるとの意見があったことから、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、質問しました。これに対して、事業者からは、専門家からのヒアリング結果を踏まえ、手法について検討し、適切な調査、予測、評価に努めるとの回答がありました。

続きまして、次のページの一番上の質問番号 3-10 をご覧ください。

ここでは、植物の重要な群落に関し、関係市町村ではないものの、江差町の南端部に江差ヒノキアスナロ及びアオトドマツ自生地が分布しており、その群落から事業実施想定区域及びその周辺にかけて植生自然度 9 のヒノキアスナロ群落やチシマザサーブナ群集の森林が連続していることを踏まえ、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、質問しました。これに対して、事業者からは、江差町は情報把握を行う範囲としておらず、直接改変は行わないものの、江差町の南端部の江差ヒノキアスナロ及びアオトドマツ自生地の分布があることを踏まえ、方法書以降の手続において専門家の助言を仰ぎながら適切な対応を検討していくとのことでした。

以上、簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼いたしますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願い

いたします。

○押田委員 よろしくお願ひいたします。

最初に、会社の名前が上ノ国風力開発株式会社となっておりますが、これは今後も継続して上ノ国を中心に風力発電をいろいろとされていく会社ということでよろしいのでしょうか。それとも、名前だけということでしょうか。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） こちらは、本事業を行うための特別目的会社として設立している会社でございます。この後、別の事業をこの会社名でやることは現時点では考えていません。仮に拡張などがあつた場合には可能性はありますが、現時点では考えておりません。

○押田委員 これから先もずっと上ノ国をピンポイントでということであると、類似事業がたくさん増えていって大変かなと思ひ、お尋ねしました。

あと二つお尋ねします。

まず一つは、先ほど事務局からの質問にもございましたコウモリについてです。

コヤマコウモリは日本の固有種で、バットストライクの事例が既に何件か起きていることを私は把握できていますが、これについて、バットストライクのこれまでの事例を既に把握されたり、調べたりはしていますでしょうか。配慮書の段階でそういうこともデリケートに扱っていただけると非常に良いと思ひますが、まず、その点はいかがでしょう。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） コヤマコウモリについては、分布やバットストライクの報告がウェブサイト上や本の中にも出ていますので、把握しております。

○押田委員 コヤマコウモリに関しては、いろいろなコウモリ関係の団体もあつて、私にもお話が来たりします。固有種ということでもあるので、ぜひ配慮していただければと思ひます。

また、この区域は、人間とさほど関係あるような感じではないのですが、自然がすごく良い場所だと感じるところです。水について、水源や水生生物、例えば、道南のほうだとニホンザリガニが分布していますが、そのような調査もされますか。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） ご指摘のとおり、水源といたしましては、農業用水として、下の沢川など、幾つかの川を使っていますし、水源の表流水としても幾つかの川を使っています。また、簡易水道事業の地下水なども厚沢部町や木古内町で使っています。

底生動物もそうですが、まず、濁水などによる影響の調査、また、予防保全は当然していくことと考えております。また、底生生物につきましても、どのような影響があるのかは調査する方向で検討しているところです。

○押田委員 今回、時間の関係もありますので、鳥類のこととコウモリのお話だったのですが、水生動物についても少し広くご説明をいただけると良いと思ひました。

○澁谷会長 ほかにございせんか。

○奈良委員 住宅の位置についてです。

158 ページともう一か所に同じ図がありましたが、独自で2キロメートルのラインをつくって、2キロメートル離そうとしたが、2か所、拡大図になっているところは1.6キロメートルになっているという意図で先ほど説明されたように聞こえました。せっかく2キロメートルというラインをつくったのであれば、今後、方法書などで、事業実施想定区域の線引きのときに、今、2キロメートル以内になっている住宅も離せるように想定していただけないでしょうか。

そのときに、多分、崩壊の危険性のあるラインや207 ページの水色の部分をカットするような格好になっていくと、住宅からも離れるのかなと勝手に見ていましたが、今後の可能性について、いかがでしょうか。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） 今回、2キロメートルということでお示しさせていただいたのは、分かりやすくするために、0.5キロメートル、1キロメートル、1.5キロメートル、2キロメートルと線を引きまして、必ず2キロメートルの離隔距離を取るという意味で書いたわけではございませんでした。今後の調査によって、1.6キロメートルの範囲で影響があるのであれば、当然、それ以上の離隔距離を取らなければいけないと考えますし、影響がないのであれば、2キロメートルに固執することは現時点では考えていません。

ただ、ご指摘がございましたように、207 ページのことも勘案していくと、2キロメートル以上取る可能性も当然ございます。このあたりは、今後、方法書段階の調査をもちまして、また、方法書段階では事業実施区域の見直しも行っていくしますので、その中で検討していきたいと考えています。

○奈良委員 前向きな検討をご期待いたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 ヒグマについてお伺いします。

動物の中で今回は特にヒグマに関しては挙げられておりませんが、道南の上ノ国をはじめ、最近、ヒグマの出没がかなり増えていまして、山の開発がヒグマの生息環境に与える影響が気になっています。このあたりは何か調べたり、文献調査等で詰めていったりする予定はないでしょうか。

一番心配しているのは、工事の人たちの安全性、そして、生息環境が狭められたことによって、住宅地へどんどんヒグマが進出していく可能性があるのではないかとということです。

○事業者（北電総合設計株式会社） この事業によってヒグマの生息環境がどのように変わっていくかに関して現時点で解析などはしていませんが、方法書段階で有識者に意見を聞き、ヒグマに対してもどういった対策が必要なのかを総合的に判断して検討していきたいと考えております。

○松島委員 今、事業者の数もこの周辺でかなり増えてきていますので、よろしくお願

いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

ないようですので、私から少しお聞きします。

先ほど保安林として図を出されていましたが、水源かん養保安林以外にも土砂災害防備保安林などもあるようです。また、先ほど、1次質問で崩落箇所がある、要は林道が完全に壊れている場所もあるようなことが出ていました。まず、そこは既に把握できているのかどうかをお聞きしたいのです。

まず、保安林の種類がちゃんと把握できているか、また、現状で路網が崩れている場所はちゃんと把握できているのかをお答えください。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） 保安林の指定状況につきましては204ページにお示ししています。

ご指摘のとおり、ほとんどが水源かん養保安林ですが、干害防備保安林なども含まれております。また、事業実施区域外ではございますが、南のほうに土砂崩壊防備保安林などがあると理解をしております。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） 崩落箇所の具体的な場所の把握についてのご質問があったと思います。

現地の一部入っておりますが、実際に崩落しているところは一部の範囲において確認しておりますが、このエリア全てを把握しているかというところではなく、今後の調査による把握に努めてまいりたいと考えております。

○澁谷会長 干害防備保安林は、多分、保護対象が具体的に保安林として指定されていると思います。この保安林の区域内における事業はできるだけ避けていただきたいと思いますので、ご検討願います。

また、ほかの事業でも出ていたのですが、ここは既設の林道で崩落箇所が何か所かあるように聞いています。まず、早めに把握していただいて、加えて、多分、渡島半島は非常に地質が脆弱で、しかも斜面がきつところが多い、要は崩落しやすい地域です。工事では路網を修繕して使うことになると思うのですが、管理署自体があまり手を入れていないとなると厳しいのではないかと思いますので、早め早めの状況把握をお願いしたいと思います。非常に厳しい場合は、別のルートを検討するなり、早めに動いてほしいと思います。

○事業者（上ノ国風力開発株式会社） 先ほど申しました南の干害防備保安林の辺りは、特に輸送路として考えていたところでございます。今、ご指摘、ご助言をいただいた件も含めまして、きちんと調査し、また、関係機関と十分に協議しながら、安全な事業になるよう努めていきたいと考えております。

○澁谷会長 ほかに委員の方からございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

事業者の皆様は会場及び Zoom からの退席をお願いいたします。

続きまして、議事（２）に入ります。

本日が 1 回目の審議となる（仮称）苫前郡風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も 1 回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である HSE 株式会社からお願いいたします。

○事業者（HSE 株式会社） それでは、図書に従いましてご説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

本事業は（仮称）苫前郡風力発電事業と申しまして、陸上の風力になります。

発電所の出力としましては、基数にして最大で 70 基、単機出力が 4,000 キロワットから 6,000 キロワット程度、総発電出力は最大で 28 万キロワットを計画しております。

事業実施想定区域の概要になります。

想定される区域としては、北海道苫前郡の苫前町、羽幌町及び初山別村で、面積にして約 9,326 ヘクタールを考えております。

関係町村としましては、苫前町、羽幌町、初山別村を考えております。

区域に関しては隣の 5 ページを参照していただければと思います。5 ページ以降、拡大図等も載せておりますので、ご覧ください。

少し飛びまして、26 ページが事業実施想定区域の選定の方法のフロー図になります。

風況の確認や他事業の分布状況の確認等を踏まえ、地形や社会インフラ整備状況の確認、法令等の制約を受ける場所の確認、そして、環境保全上配慮が必要な施設及び場所の確認等を踏まえまして、設定いたしました。

27 ページ以降はそれらの検討状況を図示しております。

29 ページは、局所風況マップによる風況の確認を行いまして、30 ページは他事業者との距離も確認しております。

補足させていただきますと、図画の中の※印で、本事業は結構前から計画をしており、その時点では他事業者が配慮書時点の事業区域を我々も認識しておりました。そのときからこの事業との離隔を考えていたものですから、今回、便宜上、配慮書時点の他事業者のエリアを記載させていただいております。

そのほか、34 ページもご覧いただければと思います。

事業実施想定区域内に風力発電機の設置対象外区域を載せておりまして、住居等から 500 メートルの範囲を対象外区域として設定しております。

続きまして、38 ページをご覧ください。

こちらが発電機の諸元になります。

定格出力としましては、4,000 キロワットから 6,000 キロワット程度のものを考えています。ブレードの枚数は 3 枚、ローターの直径が 110 メートルから 175 メートル程度、ハブの高さが 90 メートルから 132.5 メートル程度、風力発電機の高さが 145 メートルから

220メートル程度、地表からブレードの下端までの高さが12メートルから45メートル程度の規格のものを考えております。

41ページをご覧ください。

近隣の発電事業者の分布の状況になります。

まず、計画中の発電事業としましては、(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業、そして、稼働中の風力発電所としましては、記載のと通りの3発電所を確認しております。42ページにそれらの位置関係を図示しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、3章以降はコンサルからご説明をさせていただきます。

○事業者(建設環境研究所) 図書は分量が多いので、要所を説明させていただければと思います。

まず、動物に関しましては、76ページに記載があるとおり、こちらは配慮書ですので、事業地周辺での文献を収集し、動物等の状況について把握しております。

記載のとおりで、78ページに重要な種として選定をしております。哺乳類12種、鳥類67種、両生類1種、爬虫類1種、昆虫類27種、魚類12種、底生動物11種を確認しております。

また、83ページから動物の注目すべき生息地ということで整理をしております。

表に記載のとおりですが、鳥獣保護区に関しましては、羽幌朝日公園が事業実施想定区域の中に含まれています。そして、北限のスギが中部エリアの北の際のほうに位置していきまして、こちら事業実施想定区域の中に含まれております。こちらについては、今、配慮書段階ということで、輸送路が検討中というところで想定区域を幅広に設定しております。その関係で、周辺道路に沿うような形で設定し、区域には入っているのですが、今後、事業を具体化するに当たっては、このような鳥獣保護区や北限のスギの直接的な改変を避ける計画としております。

87ページ以降、鳥類の渡りの経路ということで文献を整理しております。

詳細については記載のとおりですが、事業実施想定区域の周辺を含めて鳥類の渡りの経路が存在するという結果になってございます。

次に、106ページの植物の状況です。

環境省の植生図を整理しております。

植生に関しましては、黄色のところ、西側のほうに牧草地が広がっており、東側の山地に関してはミズナラ群落等の植生が含まれています。

111ページは植生自然度を整理したところで、基本的には、植生自然度6や植生自然度5が広く分布しているのですが、東側の山地の一部や溪畔林に関しては植生自然度9が事業実施想定区域に含まれている状況です。

次に、134ページは景観資源の状況になっております。

14番の海成段丘が事業実施想定区域に含まれています。

135ページから137ページは、主要な眺望点、身近な景観として整理しております。

自治体のホームページ等で眺望点を整理していますが、周辺に複数存在しています。

第3章の地域概況のご説明は以上となりまして、次は第4章になります。

258 ページは、計画段階配慮事項の項目の選定になります。

本事業は配慮書ということで、工事の事業内容がまだ具体化していないというところで、今回は工作物の存在及び供用に関して項目を選定しております。

選定した項目は、上から騒音、超低周波音、地形及び地質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場となります。海域に生息・生育する動物・植物に関しては、陸域の風力発電事業ということで非選定としております。

予測の結果に関しましては、354 ページに総合的な評価ということで記載しておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。

まず、騒音及び低周波音に関しましては、風力発電機の設置対象区域から2キロメートルの範囲において、住居が6,203戸、学校等が8か所、幼稚園が3か所、福祉施設が4か所存在しています。

こちらに関しては、配慮書ということで、風力発電機の具体的な位置は決まっておられませんので、区域の外郭からの距離で整理しております。今後、調査をして、必要な離隔距離を確保し、影響の回避、低減に努めようと考えております。

次に、地形及び地質に関しましては、事業実施想定区域に段丘が含まれているということで、こちらについても、今後、工事計画を具体化する中で改変区域の絞り込みを図り、できるだけ改変範囲を狭めていくことで重大な影響の回避または低減ができると評価しております。

風車の影に関しましても、結果としては騒音及び超低周波音と同じ位置の整理をしまして、こちらに関しても具体的に風力発電機の配置を検討する上で必要な離隔距離を検討し、重大な影響を回避、低減しようと考えております。

続いて、動物に関してです。

動物の注目すべき生息地ということで、先ほどご説明した事業地に生息していると考えられる重要な種について、事業によって一部、生息環境が影響を受ける可能性があるという予測をしております。また、コウモリや鳥類などの飛翔性動物に関しては、ブレードによる衝突の影響が考えられるという予測をしております。今後、実際に現地の調査をしまして、どういった生き物がいるのかを把握した上で適切な措置を講じることで重大な影響の回避または低減を図ろうと考えております。

注目すべき生息地に関しましても、渡りの経路があるということで、バードストライクに関して、今後、調査をして、影響の回避、低減を図っていきたいと考えております。

356 ページが植物になります。

事業実施想定区域に生育している可能性がある種について、影響を受ける可能性があるという整理をしております。こちらにも実際に調査をし、重要な種の生育場所や実際の植生の状況を踏まえ、影響を回避できるように事業計画を具体化して、重大な影響の回避または低

減に努めていきたいと考えております。

生態系に関しましては、事業実施想定区域の中に鳥獣保護区や保安林等が含まれております。今後、事業計画の具体化を進める中で、できるだけ除外しながら絞り込みを図り、重大な影響の回避、低減に努めていきます。

次に、357 ページの景観になります。

景観資源に段丘が含まれているということで、地形及び地質と同様ですが、今後、工事範囲を絞り込んで影響をできるだけ低減できるように努めていきます。また、眺望、景観に関しては、今後、実際の地点からどういったところに風車が見えるのかを調査し、具体化しながら、フォトモンタージュ等を用いて周辺の皆様にご説明した上で重大な影響を回避していきたいと考えております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、先ほど説明を省いてしまったのですが、事業実施想定区域の一部にオロロンライン・サイクルルートが含まれております。こちらについては、輸送路の登り口がまだ検討中ということで、周辺の道路に沿う形で想定区域を設定しておりますので、一部ルートが重複しているのですが、工事を実施する上ではサイクリングの利用に支障がないように影響を回避するよう検討していきます。

ちょっと駆け足になりましたが、説明は以上となります。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（瀧川主任） 事務局の瀧川です。榎本と同様、4月から環境政策課に配属になりましたので、委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本配慮書は、本年5月30日付で受理し、本審議会には同日付で諮問しております。

縦覧期間は5月30日から6月30日までとなっております、一般意見の募集期限も6月30日までとなっております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料2-1に沿って、1次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

資料2-2は、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料2-1の2ページ、質問番号2-5の③をご覧ください。

保安林について、可能な限り改変を避けるルートを想定し、事業実施想定区域を設定したとされているが、保安林との重複範囲について、具体的にどのような検討を行った結果、現在の区域設定より小さくすることができなかつたのか、また、保安林を所管する関係機関との協議状況について質問しました。これに対して、事業者からは、現時点では事業計画及び工事計画の熟度が低いことから、改変の可能性のある範囲を広く考慮しているため、事業実施想定区域に含まれているとの回答で、今後、事業計画及び工事計画において、各

種調査や関係機関との協議を踏まえ、極力保安林の改変を避けるべく、さらに区域を絞り込むよう検討するとのこと。なお、保安林を所管する関係機関とは未協議で、今後、保安林への開発が見込まれる場合は早期に関係機関と協議するとのこと。

続きまして、3ページの質問番号2-9の③をご覧ください。

工事期間について、着工から稼働開始まで約15年間あり、着工前に調査した内容を基に15年後の稼働時の影響を予測及び評価することは可能なのか、相当な期間のため、自然環境のほか、住宅等の生活環境への影響が及ぶ範囲も大きく変化する可能性があることを踏まえた事業者の見解について質問しました。これに対して、事業者からは、環境調査から稼働開始までの期間が空くことで、稼働時の影響評価も変化することは承知しているため、環境アセスの手续に則り、環境調査を実施し、稼働前には周囲の環境変化を考慮の上、必要に応じて追加調査を実施することを検討し、環境影響の予測、評価に関する最新性の確保に努めるとの回答でした。

続きまして、4ページの質問番号3-5をご覧ください。

事業実施想定区域の沿岸部が重要な地形及び地質と重複しており、特に日本の典型地形に掲載されている海成段丘の「羽幌」は、ほぼ全域が区域と重複しており、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解について質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降の手续において、関係自治体へのヒアリング等を通じて、当該地形の分布や保全状況を把握し、予測及び評価を行う方針との回答でした。

続きまして、同じく4ページの質問番号3-11の①と②をご覧ください。

植生自然度9及び植生自然度10について、計画段階において可能な限り包含しないように事業実施想定区域を設定したとしているが、中央エリア及び南部エリアの一部が植生自然度9のトドマツミズナラ群落と重複していることについて、山間部の植生自然度9の森林から連続している部分であるため、包含しないよう区域から除外するのが望ましいと考えられるが、除外しなかった理由について質問しました。また、事業実施想定区域の植生自然度9及び植生自然度10の区域に対し、今後どのように影響の回避や低減を図っていくのか、さらに、保安林については回避する予定であるか、改変する場合はどのように関係者と調整していくのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、現段階では事業計画の熟度が低いことから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、中央エリア及び南部エリアの一部に植生自然度9のトドマツミズナラ群落が含まれているとの回答でした。また、今後の方法書の手续以降において、事業計画の具体化に併せて現地調査で分布状況を把握し、区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図り、やむを得ず植生自然度9及び植生自然度10を改変する場合は専門家の助言を受けながら適切な措置を講じるとのことです。保安林について、改変する可能性がある場合は森林管理署等と調整を行うとの回答でした。

最後に、8ページの質問番号4-7の①をご覧ください。

専門家ヒアリングにおいて、海岸から内陸側に3キロメートルから10キロメートルの

辺りにオオワシ、オジロワシ等の猛禽類のねぐらや営巣地が複数存在しているとの意見から、現在の事業実施想定区域は海岸線から何キロメートルほどに当たるのか、質問しました。また、そのことを踏まえた区域の絞り込みをする予定であるかについて質問しました。これに対して、事業者からは、事業実施想定区域と海岸線までの最短距離は 20 メートルほどで、今後実施する調査の結果、営巣地が確認された場合は、事業地との位置関係を踏まえ、生息、繁殖への影響について予測、評価し、必要に応じて区域の絞り込みを行う方針であるとのことです。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、先ほどと同様、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○松島委員 この地域に既設の風力発電施設が幾つかあり、最近、リプレースが行われています。そのリプレースの関係でいくと、海岸沿い、段丘上に建てた風車はやはり猛禽類が当たるといふことで、リプレースの際は内陸側に移動させているとお話を伺っています。

段丘そのものが貴重な景観資源であると同時に、海岸線沿いに建てるとそういった衝突のリスクも上がると思いますので、なるべく海岸線からは離れたほうがいいのではないかと思います。

○事業者（建設環境研究所） おっしゃるとおり、段丘では上昇気流でワシ類等が上昇して風車に当たるといふ事例もあります。環境省が出しているガイドラインもございまして、今後、調査して、そういった集中して飛ぶところは風車を避けるように具体化していきたいと考えております。

○澁谷会長 ほかにございせんか。

それでは、私からお聞きします。

ご説明の中で、鳥獣保護区と保護林があるとのことでしたが、その位置関係が分かるような図はございますか。

○事業者（HSE 株式会社） 鳥獣保護区の位置に関しましては、86 ページをご覧くださいればと思います。

ほかにも 33 ページに集約した図を記載しておりまして、図 2.2-7 になります。

○澁谷会長 羽幌朝日公園というのが区域の中に入っていて、設置対象外ということになっていますが、設置される可能性があるところと相当近接している位置にあります。風車の位置が決まってはいませんが、鳥獣保護区が設定されていますので、相当配慮をいただ

きたいと思います。

その他、キハダの保護林があるというご説明があったのですが、それはどこにあるのですか。

○事業者（建設環境研究所） 33ページの南部エリアのすぐ東側の緑色のところです。こちらに関しては区域と隣接しているのですが、区域から除外しております。

先ほどの鳥獣保護区に関しては、斜線を引いているところは風力発電機設置対象外区域としていまして、住居から少なくとも500メートルの範囲には風車を置かないということで設定しておりますが、今後、工事計画を具体化するに当たっては必要な離隔距離を確保していきたいと思っていますので、羽幌朝日公園鳥獣保護区に改変がないように検討していきます。

○澁谷会長 実は、キハダの遺伝資源保護林というのはあまりない種類の保護林でして、希少な存在だと思います。一応、外にはなっているのですが、相当近接していますので、事業の影響ができるだけ及ばないような配慮を願いたいと思います。

○事業者（建設環境研究所） こちらは国有林の保安林に該当するところだと思いますので、今後、具体化する中で森林管理署と協議しながら影響がないように検討していきたいと考えています。

○澁谷会長 保安林と保護林は違うのです。ここは保護林というご説明でしたが、保護林のほうがより厳しい規制がかかっている場所ですので、センシティブに扱っていただければと思います。

また、今日、言及がなかったのですが、この地域は、多分、河川の支流などが相当流れているところで、水道水や農業用水の利用があり、魚の増殖の関係の利用の河川が流れている地域になるのではないかと思いますので、いかがですか。

○事業者（建設環境研究所） 河川、湖沼の状況については、図書の61ページに記載しております。こちらは文献等で整理したものを地図に表示させたものです。

ご指摘のとおり、本河川は本川から細かく支川が流れているところで、飲用水や農業用水等の取水もされていることは確認しております。今後、聞き取り等で取水状況を具体的に把握しながら、その利用に影響がないように検討していきたいと考えております。

また、動物に関しても、今後、水域の動物に関する調査を実施しまして、できるだけ影響を回避、低減できるようにしていきたいと考えております。

○澁谷会長 多分、青色の線で描いているところは大きめの川なのでしょうけれども、いろいろな利用のされ方をしていると思います。グリーンのところはその支流域なのでしょうから、早めに状況を把握して、できるだけ影響の及ばないような計画を立案していただければと思います。恐らく、この大きな河川のところに住宅が固まっており、飲料水としても利用されているのではないかと思いますので、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

ほかに委員の方からご質問やご意見はございませんか。

○押田委員 事業の全体像についての質問です。

今回の事業は、北部エリア、中部エリア、南部エリアと三つの事業エリアにきれいに分かれています。70基設置される予定の風力発電機はかなり偏っても構わないのですか。例えば、中部エリアに動物や何か希少なものを守るエリアがあるときには、南部、北部での風力発電機の基数を増やすなどといったことがあるのか、エリアごとのバランスがどうなるのかを教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

○事業者（HSE 株式会社） 現時点の計画ですと、それぞれ目安になりますが、北部エリアで10基から15基程度、中央エリアで30基、南部エリアでも30基というバランスで我々は考えておりました。

ご指摘をいただいて私も気づいたのですが、何か影響があったらそちらに寄せるといったことは考えておりませんでした。しっかりと地形や環境状況を踏まえて配置を検討していきたいと思っております。

○押田委員 例えば、70基はどうしても設置したいということで、こちらのエリアは駄目だから別のエリアに一基増やすという考え方をするのか、それとも、70基は最大と考えているので、それぞれのエリアで想定されている最大基数から基数を減らすということにしていくのか、恐らく二つの方法かと思うのですが、配置を変える場合もあると考えてよろしいということですね。

○事業者（HSE 株式会社） ご理解のとおりです。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議は以上で終了いたします。

事業者の皆様は会場及びZoomからのご退席をお願いします。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいている分として、第3回を7月30日水曜日に予定しております。

また、それ以降の日程については、本日締めで日程照会をしております。ご提出をいただいた上で、事務局で取りまとめ、予定日を別途ご連絡させていただきます。

お忙しいところ申し訳ありませんが、ご予約の確保をよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了といたします。

お疲れさまでございました。

以 上